

農林水産省同時発表

平成22年1月13日

海外商品取引業者に対する行政処分について

農林水産省及び経済産業省は、海外商品取引業者である株式会社プロGRESS及び株式会社三洋コーディアルに対し、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和57年法律第65号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第11条第1項の規定に基づき、全営業所における海外商品市場における先物取引の受託等の業務を停止（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。）するよう命じました。

．株式会社プロGRESS

1．事業者の概要

- (1) 商号：株式会社プロGRESS
- (2) 代表者：代表取締役 白石 國裕
- (3) 所在地：大阪府大阪府中央区東心斎橋一丁目2番17号
- (4) 資本金：7,700万円
- (5) 設立年月日：平成18年11月7日
- (6) 取扱商品：原油、大豆等

2．処分内容

業務停止命令（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。） 3か月
（平成22年1月14日（木）から平成22年4月13日（火）まで）

3．処分理由

同社の具体的な違反事実は以下のとおり。

(1) 不当な行為等の禁止違反（法第10条）

同社は、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態にありながら、顧客の利益を害するおそれがあることを知って海外先物契約の締結をし、若しくは顧客の売買指示を受け、又はこれらの勧誘をしていた。

(2) 法定交付書面の記載不備（法第4条及び第5条第1項）

同社が顧客に交付していた海外先物契約の締結前における書面及び海外先物契約の

締結に係る書面に、先物取引の期限及び商品の種類を記載していない等の不備があった。

株式会社三洋コーディアル

1. 事業者の概要

- (1) 商号：株式会社三洋コーディアル
- (2) 代表者：代表取締役 山口 陽一
- (3) 所在地：東京都中央区日本橋小伝馬町14番6号
- (4) 資本金：2,000万円
- (5) 設立年月日：平成21年8月18日
- (6) 取扱商品：大豆等

2. 処分内容

業務停止命令（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。） 9か月
（平成22年1月14日（木）から平成22年10月13日（水）まで）

3. 処分理由

同社の具体的な違反事実は以下のとおり。

(1) 不当な行為等の禁止違反（法第10条）

同社は、海外先物契約の締結の勧誘につき、虚偽の表示をしていた。

同社は、顧客に交付していた海外先物契約の締結前における書面等において、海外商品市場に注文を取り次ぐと記載して勧誘を行っていたが、実際には海外商品市場に取り次がれていることを確認していなかった。

(2) 法定交付書面の記載不備（法第4条、第5条第1項及び第7条）

同社が顧客に交付していた海外先物契約の締結前における書面、海外先物契約の締結に係る書面及び成立した先物取引に係る書面に、保証金を預託する方法を記載していない等の不備があった。

【問い合わせ先】

農林水産省総合食料局商品取引監理官

代表：03-3502-8111（内線4175）

ダイヤルイン：03-6744-2245

当資料のホームページ掲載先

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

経済産業省商務情報政策局商務課

代表：03-3501-1511(内線4211)

直通：03-3501-6683